

子どもに対する暴力の全面禁止に向けて

子どもに対する暴力「緊急事態」

いじめ認知件数は41万4千件となり、前年度より10万件増加しました（2018年10月25日文科省発表）。いじめ防止対策推進法が制定され、国によるいじめ防止対策、とくに厳罰主義的な関与（警察連携等）が本格化した2013年は、まだ20万件前後で推移していた当時から倍増したことになります。その法律的な効果はあったのでしょうか？厳罰主義的な対症療法では問題が解決していないことは明らかです。また、子どもへの虐待の児相対応件数も13万3400件にのぼり、これも増加し続けています。これに加えて、学校内の集団暴力や、教師による体罰・暴言・セクハラ、地域の不審者暴力などを視野に入ると、子どもに対する暴力「緊急事態」といえます。

子どもに対する暴力の全面禁止に向けてさらなる展開を

すでに国連の取り組みや国連・子どもの権利委員会による日本に対する勧告、また子どもの権利条約が採択されて30年、体罰全面禁止法は50か国を超える段階になっており、さらに国内外のNGO・NPOがさまざまな取り組みをしています。そのようななかで、いじめ・体罰・虐待・暴言・セクハラなどをあらゆる「暴力」の権利侵害性を明らかにし、子どもの権利の理念に立った、教育・福祉・司法・医療など縦割りの行政を克服すべく、法律や条例制定も視野に入れた総合的で効果的な暴力防止に向けて、さらなる展開が必要な時期に来ています。

子ども虐待防止条例案に「体罰・暴言禁止規定」を導入した東京都の動きなども踏まえ、すでに取り組みを展開しているNGO・NPOをはじめ多くの人たちと連携・協働していきながら、課題について検討します。

記

日 時：2019年1月12日（土）午後1時30分～5時（予定）

会 場：早稲田大学文学学術院（戸山キャンパス）33号館16階第10会議室

主な内容：

コーディネーター 荒牧重人（CRC研究所代表）

○問題提起 喜多 明人（早稲田大学）

○報告1 子どもに対する暴力防止に関する国際的動向

田沢 茂之（NPO法人子どもすこやかサポートネット）

○報告2 子どもに対する体罰・虐待・セクハラ（わいせつ行為）の現状と救済の課題—千葉県における相談・救済活動の現状から

米田 修（NPO法人千葉こどもサポートネット）

○質疑・検討

【問い合わせ先】 子どもの権利条約総合研究所・早稲田分室

〒162-0052 新宿区戸山1-24-1 早稲田大学文学学術院1610研究室

TEL・FAX：03-3203-4355 E-mail：npo_crc@nifty.com